

## 相模原市ダンススポーツ連盟：規約細則

### （総 則）

相模原市ダンススポーツ連盟規約第 23 条により必要な細則を次のように定める。

尚、本規約細則（以下本細則という）は理事会の承認を得て改訂することができる。

### I 加盟サークル規約細則

- 1 本細則は、団体加盟手続き及び加盟団体の遵守事項について定める。
- 2 加盟サークルは、相模原市ダンススポーツ連盟（以下市連盟という）の規約に遵守し、目的及び事業に積極的に参加、協力しなければならない。
- 3 加盟手続きには認定申請書及び次の書類を提出しなければならない。
  - 1) 会 則
  - 2) 役員名簿（氏名、住所、電話番号）主たる活動場所と活動曜日（施設名、住所）指導者氏名（JDSF 公認指導員の場合は指導員番号）
  - 3) 申請当年度の予算書
  - 4) 会員名簿（氏名、住所、JDSF 会員は会員登録番号）
- 4 市連盟が開催した講習会を終了してサークルを結成し、加盟する場合、又は、既に任意の団体として活動しているサークルが加盟を希望する場合は部長会の審査を経て、理事会の承認を得なければならない。
- 5 加盟サークルの会員は、つぎのとおりとする。
  - 1) 正会員：正式に市連盟及び JDSF に会員登録を行い年会費を収めた会員
  - 2) 練習会員：他サークルの会員で練習又は技術の習得を目的として参加している会員
- 6 加盟サークルは、毎年度下記分担金を市連盟に納入しなければならない。
  - 1) 市連盟年会費：正会員 1 人/500 円（市連盟の年度は 4 月から翌年 3 月末までとする）  
徴収時期は 5 月の理事会を目途とする。
  - 2) JDSF の年会費：正会員 1 人/1000 円（JDSF の年度は 1 月から 12 月末までとする）  
徴収時期は 9 月の理事会を目途とする。
- 7 市連盟の 役員及び理事は加盟サークルの正会員の中から選出することを原則とする
- 8 加盟サークルが、脱退又は解散するときは脱退又は解散届を会長に提出し、会長はそれを理事会に報告しなければならない。
- 9 加盟サークルはその会員の加入、退会、天入出の移動情報を速やかに所定の書面で事務局に届けるものとする

### II 事業活動

- 1 規約第 6 条 1 号に定める競技大会及び講習会等を行う。
  - 1) 競技大会
    - ① 全国 JDSF 登録会員を対象とした JDSF 公認 相模原市ダンススポーツ競技大会（市長杯争奪戦を含む）
    - ② 相模原市在住のダンス愛好高齢者を対象とした、ねんりんピック派遣先行競技大会上記①②は事前に公表される大会要項により実施する。

2) ダンススポーツフェスティバルを開催する

- ① 相模原市及び近郊のダンス愛好者との交流を図る。
- ② 社会福祉に貢献するためにチャリティーダンスフェスティバルを開催する。

3) 講習会

相模原市在住、在勤及び在学者を対象とした次の講習会を行う。

- ① 市民初心者ダンススポーツ講習会を開催する。
  - a) 講習は週 1 回全 7 回とする。
  - b) 受講料は 1 人 1000 円
  - c) 派遣講師は部長会で選出し理事会の承認を得る。
  - d) 講習終了者のサークル結成の女性を行う。
  - e) サークル育成のため指導講師を 1 年間派遣する。ただし 2 年目以降はサークルと講師との協議で定めること敏結果を理事会に報告する。
- ② 市民中級ダンススポーツ講習会
  - a) 講師は原則として相模原市ダンススポーツ連盟登録指導員とする。
  - b) 受講料は開催時に明示する。

4) 技術認定会及び技術認定講習会

会員の技術向上を図るため JDSF 技術認定規定に基づき神奈川県ダンススポーツ連盟と協議の上随時実施する

2 規約第 6 条 7 号に基づいて次の事業を行う

- 1) ダンス旅行
- 2) 新年賀詞交換会

3 規約 6 条 2 項により費用について次の通り定める。

1) 市連盟からの指示で出張した場合は次の通り定める

- ① 交通費は自宅最寄り駅（バスを含む）目的地までの公共交通機関利用の実費を支給する。  
ただし出張先より交通費が支給される場合は支給しない。
- ② 自家用自動車を利用した場合①の交通費相当を支給する。
- ③ 食事代は公共行事・会議・講習会等に出席し出席先から食事の支給がない場合に限り一律に 1000 円支給する。
- ④ 会費・受講料等出張先機関への支払金は、金額の明示された開催要項又は請求書に、部長承認印を受けて生産する。
- ⑤ タクシーの利用は原則として認めない。

付 則

本細則は、平成 22 年 6 月 25 日より実施する。

平成 30 年 6 月 28 日より実施する。

平成 31 年 4 月 21 日より実施する。